消費者基本計画工程表の改定に向けて

消費者庁 消費者政策課 令和4年3月

消費者基本計画及び消費者基本計画工程表について

■消費者基本計画

- ○消費者基本計画は、消費者基本法第9条に基づき、消費者政策の計画的な推進を 図るために定められる**消費者政策の推進に関する基本的な計画(5か年計画)**。 **長期的に講ずべき消費者政策の大綱**等について定めることとされている。
- ○令和2年度~令和6年度の5か年を計画期間とする**第4期消費者基本計画を 令和2年3月31日閣議決定。**
- ○コロナ禍における「新しい生活様式」の実践に伴い、消費生活のデジタル化が加速するなど、消費者を取り巻く環境が大きく変化。これに的確に対応して消費者政策を推進するため、「新しい生活様式」の実践に関する記述を追加すべく、消費者基本計画を変更(令和3年6月15日閣議決定)。

■消費者基本計画工程表

- ○消費者基本計画に基づき、消費者政策を検証可能な形で体系的・包括的に推進 するため、**工程表を策定(令和2年7月7日消費者政策会議決定)。**
- ○**毎年度工程表を改定**し、実績及びKPI(重要業績評価指標)の最新値の追加、 今後の取組予定の時点更新、必要な施策の追加や充実強化等を実施。

消費者基本計画(令和3年6月15日変更)の構成 _{赤字: 主な変更箇所}

【第1章 消費者基本計画について】

【第2章 消費者政策をめぐる現状と課題】

- 1. ぜい弱な消費者の増加など消費者の多様化 ○高齢化の進行等
 - ○成年年齢の引下げ
 - ○世帯の単身化・地域コミュニティの衰退等
- ○訪日外国人・在留外国人による消費増加

- 2. 社会情勢の変化
 - ○コロナ禍における「新しい生活様式」の実践
 - ○デジタル化の進展・電子商取引の拡大
 - ○自然災害の激甚化・多発化
 - 持続可能で多様性と包摂性のある社会への関心の高まり

【第3章 政策の基本方針】

- 1. 消費者政策において目指すべき社会の姿等
- 2. 今期計画における消費者政策の基本的方向
 - (1)消費者被害の防止
 - (2)消費者の自立と事業者の自主的取組の加速

- (3)協働による豊かな社会の実現
- (4)デジタル化・国際化に伴う新しい課題への対応
- (5)「新しい生活様式」の実践や災害時への対応

【第5章 重点的な施策の推進】

- 1. 消費者被害の防止
- 2. 消費者による公正かつ持続可能な社会への 参画等を通じた経済・社会構造の変革促進

- 3. <u>「新しい生活様式」の実践その他多様な課題への機</u>動的・集中的な対応
- 4. 消費者教育の推進及び消費者への情報提供の実施
- 5. 消費者行政を推進するための体制整備

【第4章 政策推進のための行政基盤の整備】

情報 人材

財政

法令等

þ

消費者基本計画工程表(令和3年6月15日改定)の構成

○令和3年6月改定の際、消費者基本計画の変更に合わせて構成を組み直し(Ⅲ章)。

〈消費者基本計画工程表の構成〉

I 消費者被害の防 止

(1)消費者の安全の確保

(2)取引及び表示の適正

(3)ぜい弱性等を抱える 消費者を支援する関係

機会の確保

推進

化並びに消費者の自主

的かつ合理的な選択の

府省庁等の連携施策の

- Ⅱ 消費者による公 正かつ持続可能 な社会への参画 等を通じた経 済・社会構造の 変革の促進
- (1)食品ロスの削減等に 資する消費者と事業者 との連携・協働
- (2)環境の保全に資する 消費者と事業者との連 携・協働
- (3)その他の持続可能な 社会の形成に資する消 費者と事業者との連 携・協働
- (4)事業活動におけるコ ンプライアンス向上に 向けての自主的な取組 の推進

- Ⅲ 「新しい生活様式」の実践その他多様な課題への機動的・集中的な対応
- (1)「新しい生活様式<u>」</u> の実践や災害時に係る 消費者問題への対応
- (2)デジタル社会での消 費者利益の擁護・増進 の両立
- (3)消費生活の国際化の 進展への対応

- IV 消費者教育の推 進及び消費者への 情報提供の実施
- V 消費者行政を推 進するための体 制整備

: 令和3年度 組み直し箇所

- (1)消費者教育の推進
- (2)消費者政策に関する 啓発活動の推進
- (1)消費者の意見の反映と 消費者政策の透明性の 確保
- (2)国等における体制整備
- (3)地方における体制整備

紛争解決のための枠組 みの整備

(4)消費者の苦情処理、

消費者基本計画工程表 改定スケジュール(予定)

消費者政策担当課長会議(キックオフ) 令和3年11月 工程表改定素案の作成 パブリックコメント 令和4年3月~4月 消費者委員会 本会議 令和4年3月 工程表改定案の作成 消費者委員会の意見聴取 令和4年5~6月(想定) 消費者政策会議※決定 令和4年6月(予定)

各施策の実施(継続)

※消費者政策会議

消費者基本法第27条及び28条に基づき設置され、

- ①消費者基本計画の案の作成
- ② 消費者政策の推進に関する基本的事項の企画に関する審議
- ③ 消費者政策の推進、実施の状況の検証・評価・監視に関する事務をつかさどる。

【組織】会長: 内閣総理大臣

委員:内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全担当)

令和6年度まで

内閣官房長官

関係行政機関の長及び内閣府特命担当大臣のうちから、

内閣総理大臣が指定する者

直近の消費者行政の課題

緊急時対応

(新型コロナ感染症、新しい生活様式への対応)

デジタル

SDGs

- ✓ 孤独・孤立化する消費者への対応
- ✓ コロナ関連等悪質商法対策等(特商法、預託法改正)

- ✓ 消費生活相談のデジタル化
- ✓ 取引デジタル化への対応 (取引DPF法施行、 アフィリエイト等デジタル広告、 食品表示のデジタル活用等)
- ✓ 国際化対応

- ✓ 食品ロス削減等エシカル消費
- ✓ 消費者志向経営
- ✓ 公益通報者保護法改正

地方消費者行政

消費者教育(成年年齢引下げ)

自主ルール

民事ルール

行政規制